

人権

1 DV

(1)千葉県における相談，一時保護の状況

相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は1万8千件を超えています。そのうちDVについての相談は約6千件あり，相談件数全体の約3割を占めています。相談件数に占めるDV相談の割合は，年々増加しています。

図表60 県における相談受理件数

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)		男女共同参画センター (うち男性)		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
20年度	11,068	2,230	6,186 (363)	1,055 (18)	2,503	2,054	19,757	5,339	27.0%
21年度	9,877	2,166	6,208 (461)	946 (34)	2,674	2,081	18,759	5,193	27.7%
22年度	9,210	2,365	6,805 (351)	1,037 (4)	2,798	2,203	18,813	5,605	29.8%
23年度	8,378	2,422	6,760 (383)	1,217 (18)	2,454	1,937	17,592	5,576	31.7%
24年度	9,107	2,745	6,812 (414)	1,204 (11)	2,600	1,990	18,519	5,939	32.1%

資料出所：千葉県男女共同参画課

* 男性のDV相談件数は被害者のみ

図表61 24年度相談形態別件数及び割合

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)	件数	8,988	2,636	119	109	9,107	2,745
	割合	98.7%	96.0%	1.3%	4.0%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	5,659	639	1,153	565	6,812	1,204
	割合	83.1%	53.1%	16.9%	46.9%	100%	100%
健康福祉センター	件数	2,026	1,447	574	543	2,600	1,990
	割合	77.9%	72.7%	22.1%	27.3%	100%	100%
合 計	件数	16,673	4,722	1,846	1,217	18,519	5,939
	割合	90.0%	79.5%	10.0%	20.5%	100%	100%

資料出所：千葉県男女共同参画課

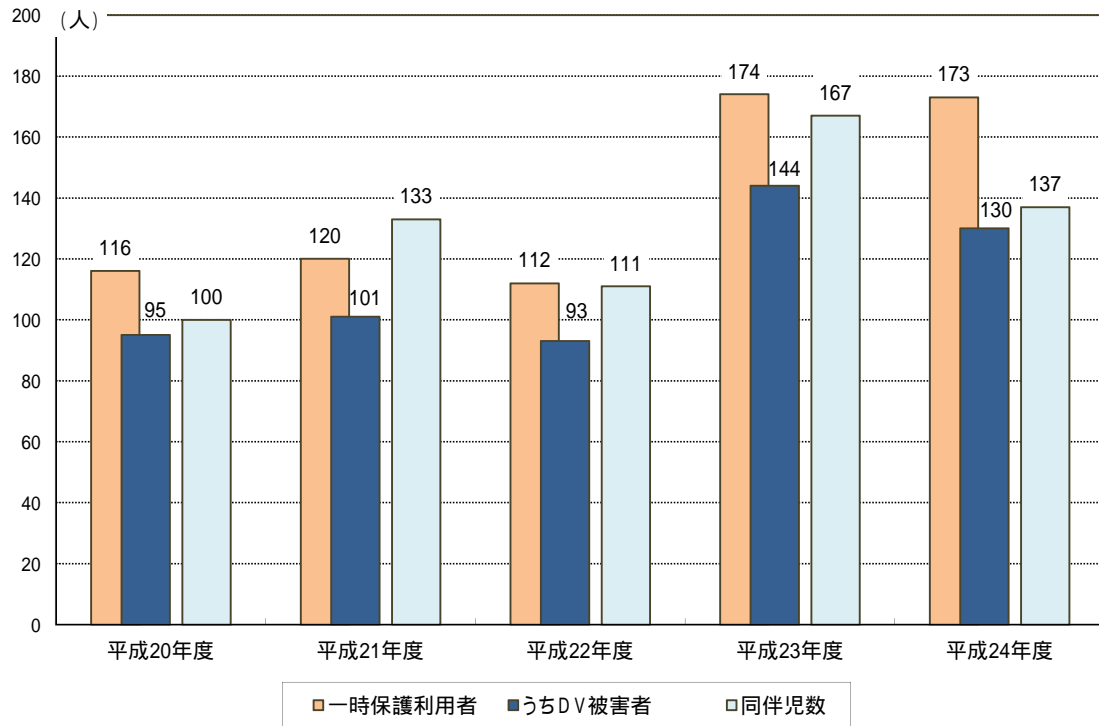
図表62 専門相談件数

(単位：件)

	法律相談	うちDV	心とからだの健康相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの相談	うちDV
平成20年度	134	90	17	2	877	336	28	7
平成21年度	109	69	13	3	871	323	33	6
平成22年度	121	88	8	4	981	328	31	10
平成23年度	127	92	9	2	925	379	30	15
平成24年度	126	106	8	6	771	337	26	16

専門相談は，男女共同参画センター，女性サポートセンターで実施
資料出所：千葉県男女共同参画課

図表63 一時保護件数の年次推移



資料出所: 千葉県男女共同参画課

(2) 市町村における相談受理状況

平成25年4月現在, 54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。また, 市町村では, 相談窓口以外でもDV相談を受け付けており, DV相談の総数は増加しています。

図表64 市町村における相談受理状況 (単位: 件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
20年度	4,884	1,967 (40.3%)	2,917 (59.7%)	3,994 (81.8%)	589 (12.0%)	98 (2.0%)	32 (0.7%)	171 (3.5%)
21年度	5,129	2,091 (40.8%)	3,038 (59.2%)	4,331 (84.4%)	598 (11.7%)	79 (1.5%)	28 (0.6%)	93 (1.8%)
22年度	5,021	2,158 (43.0%)	2,863 (57.0%)	4,286 (85.4%)	498 (9.9%)	66 (1.3%)	31 (0.6%)	140 (2.8%)
23年度	5,769	2,420 (41.9%)	3,349 (58.1%)	4,942 (85.7%)	538 (9.3%)	117 (2.0%)	31 (0.6%)	141 (2.4%)
24年度	6,860	3,163 (46.1%)	3,697 (53.9%)	5,894 (85.9%)	582 (8.5%)	136 (2.0%)	72 (1.0%)	176 (2.6%)

資料出所: 千葉県男女共同参画課

(3)千葉県警察本部におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察におけるDV事案の相談件数は、近年では千件を超えており、24年は2千件を超えました。そのうち加害者との婚姻関係（元婚姻を含む）にあるものが8割を超え、被害者は女性が圧倒的に多くなっています。

また、措置状況をみると、24年からは事件化が増加し、加害者への指導警告、保護命令制度教示、防犯指導も多くなっています。

図表65 千葉県警察本部におけるDV事案の相談受理状況 (単位:件)

年	総数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
		婚姻	割合	内縁	女性	男性	割合
18年	504	婚姻	452	89.7%	女性	499	99.0%
		内縁	52	10.3%	男性	5	1.0%
19年	778	婚姻	692	88.9%	女性	768	98.7%
		内縁	86	11.1%	男性	10	1.3%
20年	1,051	婚姻	914	87.0%	女性	1,041	99.1%
		内縁	137	13.0%	男性	10	0.9%
21年	1,225	婚姻	1,066	87.0%	女性	1,207	98.5%
		内縁	159	13.0%	男性	18	1.5%
22年	1,156	婚姻	986	85.3%	女性	1,139	98.5%
		内縁	170	14.7%	男性	17	1.5%
23年	1,178	婚姻	1,034	87.8%	女性	1,155	98.0%
		内縁	144	12.2%	男性	23	2.0%
24年	2,235	婚姻	1,939	86.8%	女性	2,079	93.0%
		内縁	296	13.2%	男性	156	7.0%

資料出所:千葉県警察本部

図表66 千葉県警察本部における措置状況(複数計上) (単位:件)

年	事件化	防犯指導	加害者へ指導警告	他機関引継	保護命令制度教示	援助	その他	計
18年	20	405	81	146	278	180	36	1,146
19年	29	657	150	237	529	233	124	1,959
20年	46	804	264	269	700	258	170	2,511
21年	43	969	323	190	819	205	348	2,897
22年	62	938	344	142	661	241	267	2,655
23年	42	988	314	153	602	314	359	2,772
24年	240	1,925	1,017	227	1,212	541	611	5,773

資料出所:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～25年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令の発令件数は、818件で全国第4位となっています。

図表67 保護命令の発令状況 (単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	2,610
2	東京	1,242
3	神戸	1,213
4	千葉	818
5	札幌	760

* DV防止法施行から平成25年3月までの累計

資料出所:最高裁判所事務総局民事局

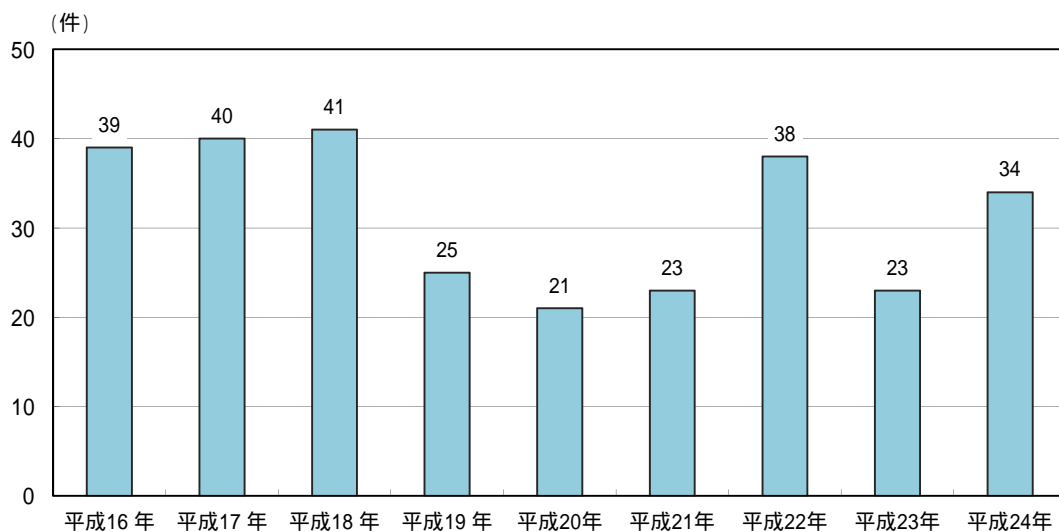
2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

(1) 相談件数

「千葉県警察本部相談サポートコーナー」で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪の相談は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、性犯罪の潜在性が高いといわれています。

図表68 千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移

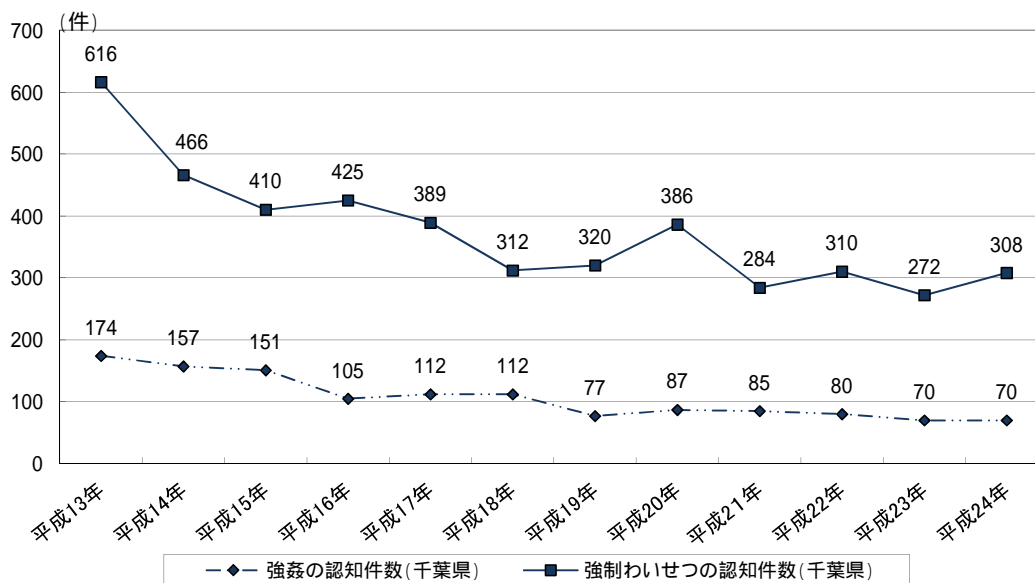


資料出所: 千葉県警察本部

(2) 性犯罪の認知件数

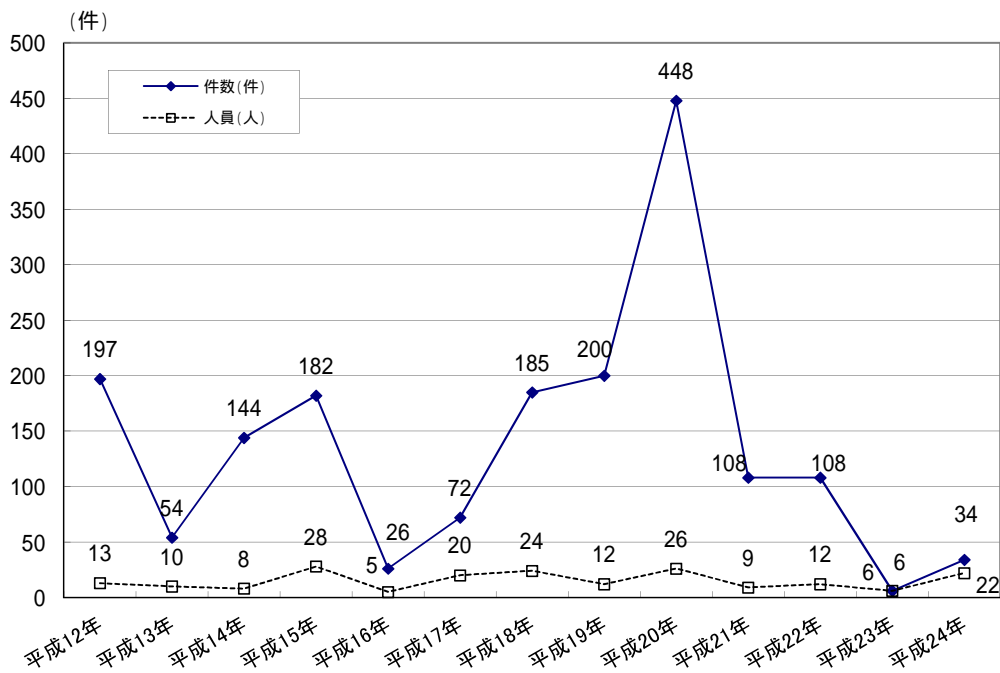
千葉県における平成24年の強制わいせつ事件の認知件数は308件で、前年に比べ増加しており、強姦の認知件数は70件で、前年同様となっています。

図表69 強姦・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出所: 千葉県警察本部

図表70 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出所:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における平成24年のストーカー事案の認知件数は971件あり、前年と比べると大幅に増加しています。また、検挙件数、警告等の行政措置件数も大幅に増加しています。

図表71 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

	認知件数	検 挙		ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		ストーカー規制法	他法令		
平成17年	349	11	11	85	129
平成18年	318	8	24	86	277
平成19年	450	6	24	118	304
平成20年	637	14	35	81	374
平成21年	760	6	42	100	399
平成22年	643	8	61	84	848
平成23年	456	1	41	43	552
平成24年	971	18	106	159	1140

ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

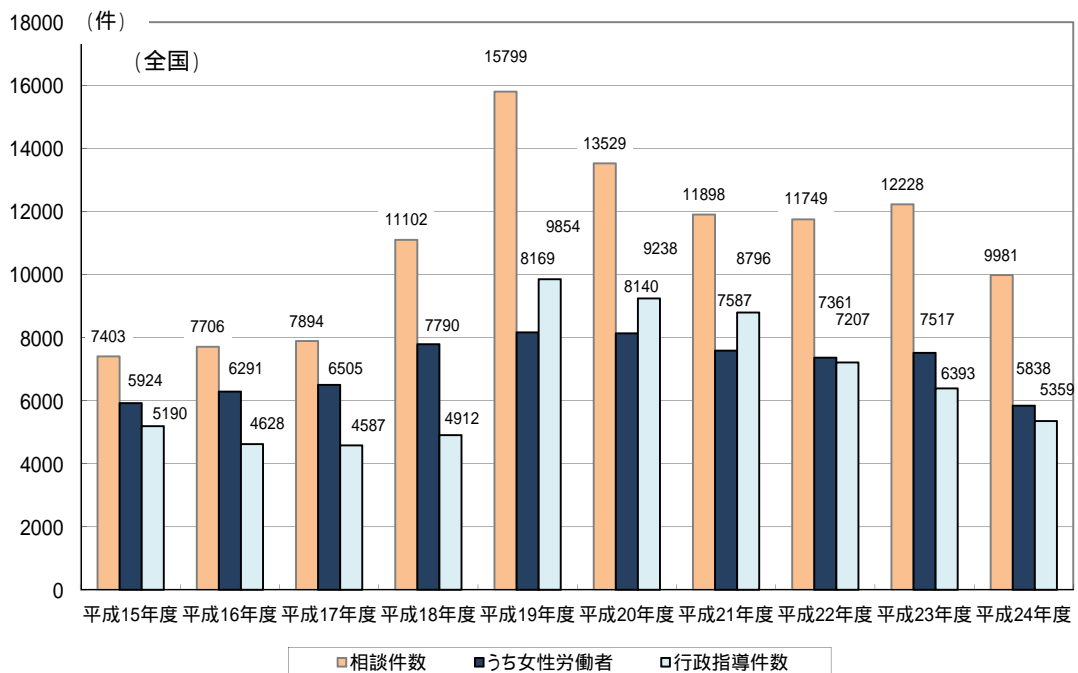
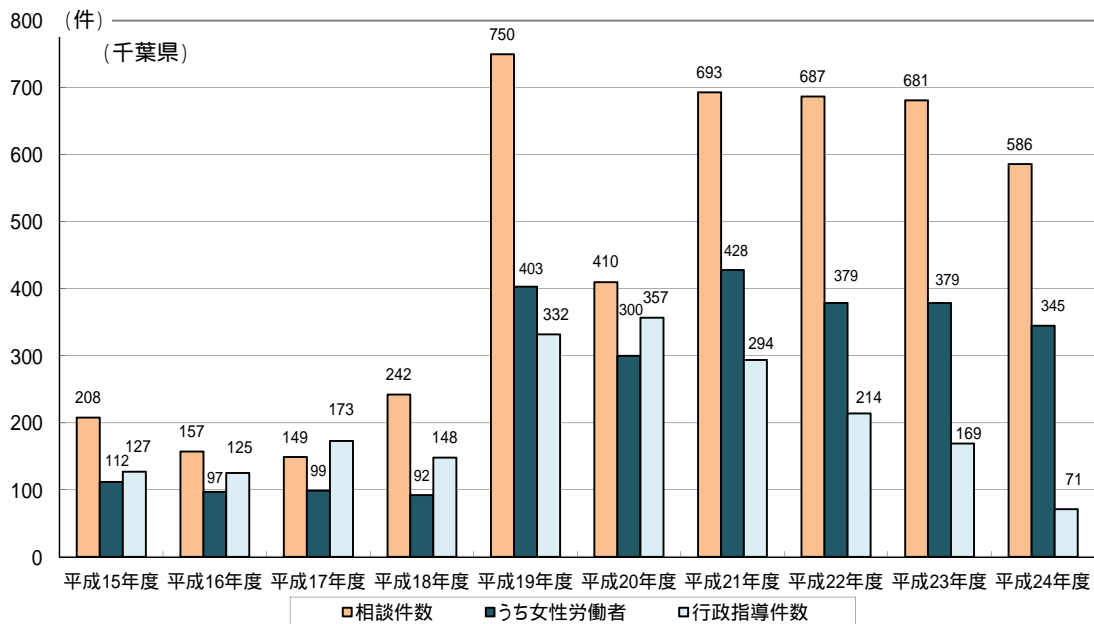
資料出所:千葉県警察本部

4 セクシュアル・ハラスメント

(1) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあるものの、労働者からの相談件数は高止まりの状況が続いています。

図表72 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移(千葉県・全国)

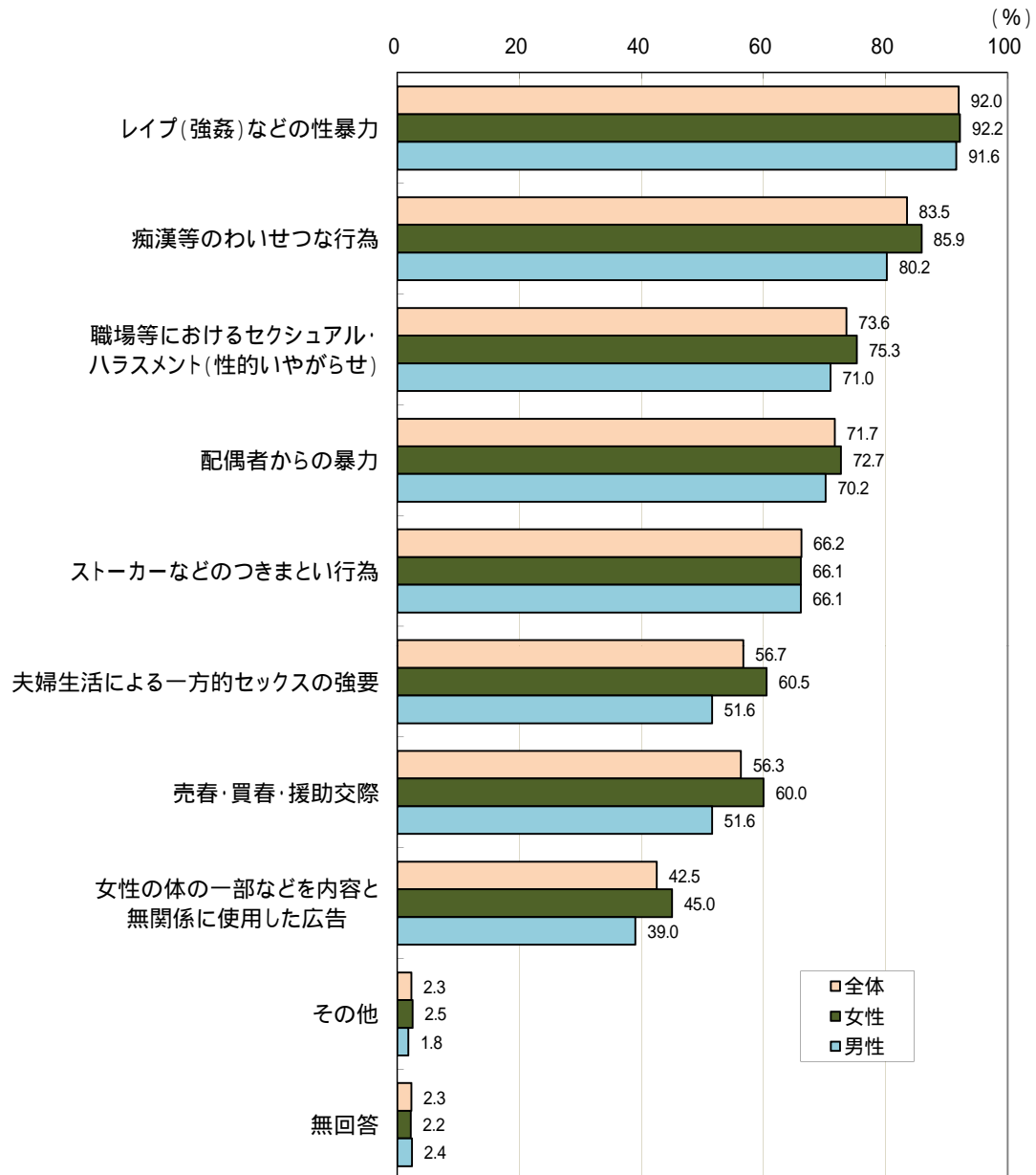


資料出所: 千葉労働局雇用均等室

5 女性の人権が侵害されていると感じること

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（平成21年）」において、女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことを聞いたところ、男女とも「レイプ（強姦）などの性暴力」と回答している割合が最も高く、次いで「痴漢等のわいせつな行為」、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」、「配偶者からの暴力」となっています。

図表73 女性の人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)